

(様式2)

教育委員会（議案）第 38 号

(所 管) 教職員人事部 教職員企画課

件 名	堺市立学校職員の通勤手当に関する規則の一部改正について
提 案 理 由	通勤手当の額の改定について、その支給を受けている職員（以下単に「職員」という。）の通勤の実情をよりの確に反映したものとするため、所要の改正を行うこととし、本件を上程するものである。
議案（報告）の概要又は要旨	1 改正の内容 (1) 職員に通勤手当の額を変更すべき事実が生じた場合において、規定により難しい事情があると認められるときは、教育委員会が別に定めるところによりその額を改定することとするもの (2) 通勤手当の日割計算について、規則上明確にするもの (3) 規定の整備を行うもの 2 施行期日 公布の日
備 考	<通勤手当の額の改定について> (1) 改定の事由：通勤手当の額を変更すべき事実が生ずるに至った場合（転居、勤務場所変更等による通勤経路・通勤方法の変更、運賃改定など） (2) 改定の時期：原則として、通勤手当の額を変更すべき事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）
議決後必要となる取組	この案件の教育委員会議決後は、 ■ 上記案により、公布する。 □ 令和 年 第 回市議会（定例会・臨時会）に提出する議案については、異議がないものとして回答する。 □ その他（ ）

議案第38号

堺市立学校職員の通勤手当に関する規則の一部改正について

堺市立学校職員の通勤手当に関する規則の一部を次のように改正する。

令和5年11月22日
堺市教育委員会
教育長 栗井 明彦

堺市立学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

堺市立学校職員の通勤手当に関する規則（平成29年教育委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項及び第3条第1項中「第15条」を「第16条」に改める。

第9条第4項中「準用職員給与条例第17条第3項に規定する」及び「同項に規定する」を削り、「は、第1項及び前項」を「及び運賃等相当月額は、前3項」に改め、同条第5項を削る。

第10条第3項中「(同条第5項において読み替えて準用する場合を含む。)」を削る。

第11条第2項本文中「されたときは」の次に「、通勤手当の額が同項の規定により通勤手当の支給を開始する場合における通勤手当の額を超えることとなる場合を除き」を加え、同項ただし書を削り、同条第4項に次のただし書を加える。

ただし、これにより難い事情があると認められるときは、教育委員会が別に定めるところにより通勤手当の額を改定するものとする。

第17条を第18条とし、第14条から第16条までを1条ずつ繰り下げ、第13条の次に次の1条を加える。

（日割計算）

第14条 職員が堺市立学校職員の給与の支給に関する規則（平成29年教育委員会規則第3号）第3条各号のいずれかに該当する場合におけるその月の通勤手当は、その月の現日数から堺市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和46年条例第18号）第3条第1項に規定する週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りにより計算する。この場合において、その月を含む支給対象期間に係る通勤手当について必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（堺市教育委員会会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部改正）

- 2 堺市教育委員会会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則（令和2年教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第8条第4項中「第15条及び第16条」を「第16条及び第17条」に改め、「同条第2項及び第4項中「事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）」とあり、及び」を削り、「前月」の次に「」とあり、及び同条第4項中「事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）」を加える。

（地方公務員法の一部改正に伴う関係規則の整備等に関する規則の一部改正）

3 地方公務員法の一部改正に伴う関係規則の整備等に関する規則（令和5年教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

附則第7項中「第9条第2項及び第5項並びに」を「第9条第2項及び」に改める。

堺市立学校職員の通勤手当に関する規則（平成29年教育委員会規則第18号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(届出)</p> <p>第2条 職員は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その通勤の実情を速やかに校長(准校長及び園長を含む。次条及び<u>第15条</u>において同じ。)を経て教育委員会に届け出なければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(確認及び決定)</p> <p>第3条 校長は、所属職員から届出があったときは、当該届出に係る事実を市規則第3条第1項に規定する定期券(第9条及び<u>第15条</u>において単に「定期券」という。)の提示を求める等の方法により確認しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(運賃等相当額及び運賃等相当月額の算出の基準)</p> <p>第7条・第8条 (略)</p> <p>第9条 1～3 (略)</p> <p>4 <u>準用職員給与条例第17条第3項に規定する基準日</u>において、次に掲げる理由により、<u>同項に規定する支給対象期間内に通勤手当の額の変更、支給の停止等の必要があることがあらかじめ判明している場合</u>におけるその者に係る運賃等相当額は、<u>第1項及び前項の規定にかかわら</u></p>	<p>(届出)</p> <p>第2条 職員は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その通勤の実情を速やかに校長(准校長及び園長を含む。次条及び<u>第16条</u>において同じ。)を経て教育委員会に届け出なければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(確認及び決定)</p> <p>第3条 校長は、所属職員から届出があったときは、当該届出に係る事実を市規則第3条第1項に規定する定期券(第9条及び<u>第16条</u>において単に「定期券」という。)の提示を求める等の方法により確認しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(運賃等相当額及び運賃等相当月額の算出の基準)</p> <p>第7条・第8条 (略)</p> <p>第9条 1～3 (略)</p> <p>4 基準日において、次に掲げる理由により、支給対象期間内に通勤手当の額の変更、支給の停止等の必要があることがあらかじめ判明している場合におけるその者に係る運賃等相当額及び運賃等相当月額は、<u>前3項の規定にかかわらず、教育委員会が別に定める。</u></p>

ず、教育委員会が別に定める。

- (1) 長期研修
- (2) 短期間の勤務地の変更
- (3) 産前特別休暇、産後特別休暇、育児休業等
- (4) 離職
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要と認める理由

5 前項の規定は、定年前再任用短時間勤務職員等の運賃等相当月額について準用する。この場合において、「第17条第3項」とあるのは「第17条第4項」と、「第1項」とあるのは「第2項」と読み替えるものとする。

(自転車等の使用に係る通勤手当)

第10条 1・2 (略)

3 前条第4項(同条第5項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定は、前項に規定する自転車等の使用に係る通勤手当の額について準用する。

(支給の始期及び終期)

第11条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、届出がこれに係る事実の生じた日の翌日から起算して15日を経過した後にされたときは、当該届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から通勤手当の支給を開始するものとする。ただし、届出が15日を経過した後にされたことにより、15日以内に届出が行われた場合と比較

- (1) 長期研修
- (2) 短期間の勤務地の変更
- (3) 産前特別休暇、産後特別休暇、育児休業等
- (4) 離職
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要と認める理由

5 (削除)

(自転車等の使用に係る通勤手当)

第10条 1・2 (略)

3 前条第4項の規定は、前項に規定する自転車等の使用に係る通勤手当の額について準用する。

(支給の始期及び終期)

第11条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、届出がこれに係る事実の生じた日の翌日から起算して15日を経過した後にされたときは、通勤手当の額が同項の規定により通勤手当の支給を開始する場合における通勤手当の額を超えることとなる場合を除き、当該届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から通勤手当の

して支給額が高くなる場合については、当該届出に係る事実の生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から通勤手当の支給を開始するものとする。

3 (略)

4 通勤手当は、その支給を受けている職員にその額を変更すべき事実が生ずるに至った場合においては、当該事実の生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその額を改定する。

5 (略)

(新設)

(月の全期間にわたって通勤しない職員の通勤手当)

第14条 休暇、欠勤その他の理由により、月の初日から末日までの期間にわたって通勤しないこととなる職員の通勤手当については、市規則第12条の規定の例による。

支給を開始するものとする。

3 (略)

4 通勤手当は、その支給を受けている職員にその額を変更すべき事実が生ずるに至った場合においては、当該事実の生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその額を改定する。ただし、これにより難い事情があると認められるときは、教育委員会が別に定めるところにより通勤手当の額を改定するものとする。

5 (略)

(日割計算)

第14条 職員が堺市立学校職員の給与の支給に関する規則(平成29年教育委員会規則第3号)第3条各号のいずれかに該当する場合におけるその月の通勤手当は、その月の現日数から堺市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(昭和46年条例第18号)第3条第1項に規定する週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りにより計算する。この場合において、その月を含む支給対象期間に係る通勤手当について必要な事項は、教育委員会が別に定める。

(月の全期間にわたって通勤しない職員の通勤手当)

第15条 休暇、欠勤その他の理由により、月の初日から末日までの期間にわたって通勤しないこととなる職員の通勤手当については、市規則第12条の規定の例による。

(事後の確認)

第15条 校長は、通勤手当の支給を受けている職員に定期券等の提示を求め、又は当該職員の通勤の実情を実地に調査する等の方法により、当該職員が支給要件を備えているか否か及び通勤手当の額が適正であるか否かを随時確認するものとする。

(通勤手当の返還等)

第16条 教育委員会は、通勤手当の支給を受けている職員が虚偽の届出又は届出の遅延によって不当に通勤手当の支給を受けたことを確認したときは、既に支給を受けた通勤手当を返還させるとともに、以後の通勤手当は支給しないことができる。

(補則)

第17条 この規則に定めるもののほか、通勤手当の支給について必要な事項は、教育委員会が別に定める。

(事後の確認)

第16条 校長は、通勤手当の支給を受けている職員に定期券等の提示を求め、又は当該職員の通勤の実情を実地に調査する等の方法により、当該職員が支給要件を備えているか否か及び通勤手当の額が適正であるか否かを随時確認するものとする。

(通勤手当の返還等)

第17条 教育委員会は、通勤手当の支給を受けている職員が虚偽の届出又は届出の遅延によって不当に通勤手当の支給を受けたことを確認したときは、既に支給を受けた通勤手当を返還させるとともに、以後の通勤手当は支給しないことができる。

(補則)

第18条 この規則に定めるもののほか、通勤手当の支給について必要な事項は、教育委員会が別に定める。

堺市教育委員会会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則（令和2年教育委員会規則第1号）新旧対照表（附則第2項関係）

現行	改正後（案）
<p>（費用弁償の特例）</p> <p>第7条（略）</p> <p>第8条 1～3（略）</p> <p>4 堺市立学校職員の通勤手当に関する規則第2条、第3条、第7条、第8条、第11条、<u>第15条及び第16条</u>の規定は、第1項に規定する費用弁償について準用する。この場合において、同規則第2条第2項中「教職員情報システムにより行うことができない職員」とあるのは「非常勤講師」と、同規則第3条第2項中「条例第11条において準用する堺市職員の給与に関する条例第17条第1項各号」とあるのは「堺市教育委員会会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則（令和2年教育委員会規則第1号）第8条第1項各号」と、同規則第11条第1項中「支給要件を備えた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）」とあるのは「支給要件を備えた日」と、<u>同条第2項及び第4項中「事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）」とあり、及び同条第3項中「事実の生じた日の属する月（当該支給要件を欠くこととなる事実の生じた日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）」とあるのは「事実の生じた日」と読み替えるものとする。</u></p> <p>5（略）</p>	<p>（費用弁償の特例）</p> <p>第7条（略）</p> <p>第8条 1～3（略）</p> <p>4 堺市立学校職員の通勤手当に関する規則第2条、第3条、第7条、第8条、第11条、<u>第16条及び第17条</u>の規定は、第1項に規定する費用弁償について準用する。この場合において、同規則第2条第2項中「教職員情報システムにより行うことができない職員」とあるのは「非常勤講師」と、同規則第3条第2項中「条例第11条において準用する堺市職員の給与に関する条例第17条第1項各号」とあるのは「堺市教育委員会会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則（令和2年教育委員会規則第1号）第8条第1項各号」と、同規則第11条第1項中「支給要件を備えた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）」とあるのは「支給要件を備えた日」と、同条第3項中「<u>事実の生じた日の属する月（当該支給要件を欠くこととなる事実の生じた日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）」とあり、及び同条第4項中「事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）」とあるのは「事実の生じた日」と読み替えるものとする。</u></p> <p>5（略）</p>

地方公務員法の一部改正に伴う関係規則の整備等に関する規則（令和5年教育委員会規則第2号）新旧対照表（附則第3項関係）

現行	改正後（案）
<p>附 則</p> <p>1～5 （略）</p> <p>（第5条の規定による堺市立学校職員の通勤手当に関する規則の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>6 （略）</p> <p>7 暫定再任用短時間勤務職員は、新通勤手当規則第7条に規定する定年前再任用短時間勤務職員等とみなして、同条、<u>新通勤手当規則第9条第2項及び第5項並びに第13条第1項の規定を適用する。</u></p>	<p>附 則</p> <p>1～5 （略）</p> <p>（第5条の規定による堺市立学校職員の通勤手当に関する規則の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>6 （略）</p> <p>7 暫定再任用短時間勤務職員は、新通勤手当規則第7条に規定する定年前再任用短時間勤務職員等とみなして、同条、<u>新通勤手当規則第9条第2項及び第13条第1項の規定を適用する。</u></p>